

京都市告示第453号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
松ヶ崎11号線	左京区松ヶ崎樋ノ上町8番地の10地先から	旧	メートル 15.90	メートル 2.70 ~ 3.20
	同町8番地の15地先まで	新	15.90	4.00 ~ 4.02
山科音羽緯3号線	山科区音羽八ノ坪17番地の1地先から	旧	29.80	4.35 ~ 4.60
	同町18番地の1地先まで	新	29.80	4.60 ~ 6.03
油小路通	下京区中金仏町202番地の1地先内	旧	10.00	5.25
		新	10.00	5.26 ~ 6.80
松尾松室緯15号線	西京区松室田中町17番地の3地先から	旧	63.30	2.10 ~ 4.15
	同町17番地の8地先まで	新	63.30	3.09 ~ 5.31
醍醐緯57号線	伏見区醍醐槇ノ内町2番地の8地先から	旧	17.80	6.00
	同町2番地の6地先まで	新	17.80	6.01 ~ 6.04
深草緯104号線	伏見区深草大亀谷大谷町2番地の16地先から	旧	40.00	2.90 ~ 4.60
	同町2番地の42地先まで	新	40.00	4.16 ~ 6.03

(建設局土木管理部道路明示課)